

毎週火、金曜日発行(但し休日に当るとときは翌日)

鳥取県公報

目次
炭そ予防注射の実施

告示

別表	実施月日	実施区域	実施場所
	九月九日	鳥取市旧末恒	末恒家畜検診所
	九月十日	鳥取市旧湖山	湖山

鳥取県告示第四百四十四号

次のように炭そ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六百六十六号)第六条の規定により牛、馬、綿羊、山羊の所有者に対して予防注射を受けることを命ずる。

昭和三十一年九月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 炭そ、まん延防止のため
- 二 実施の区域 別表のとおり